

沖縄県感染症予防計画体系図

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

法第9条

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針
(平成11年厚労省告示115号)

法第10条に基づき、基本指針に即して策定

沖縄県医療計画

連携

第1 基本的方向

沖縄県感染症予防計画 (令和6年〇月)

- 事前対応型行政の構築
- 県民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- 人権の尊重
- 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- 予防接種の推進

沖縄県感染症対策連携協議会

- 予防計画策定及び変更並びにその進捗管理に関する協議
 - 感染症発生の予防及びまん延防止のための施策実施に関する協議 等
- 組織: 保健所、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、高齢者施設等の関係団体、その他の関係団体の代表

それぞれの果たすべき役割

<p>県</p> <p>感染症の発生予防・まん延防止の施策実施、知識の普及、情報の収集・分析・公表、保健所・衛生環境研究所の機能強化等</p>	<p>中核市</p> <p>市町村の業務に加え、保健所を設置し、県と相互に連携して感染症対策を実施</p>	<p>市町村</p> <p>適切な予防接種の実施、地域住民への知識の普及</p>	<p>県民</p> <p>感染症に関する正しい知識を持つ、予防に注意を払う、患者等に対する偏見や差別を待たない等人権の尊重</p>	<p>医師等</p> <p>行政機関の施策への協力、患者への適切な説明・医療の提供、施設における感染症発生予防・まん延防止</p>	<p>獣医師等</p> <p>行政機関の施策への協力、動物取扱業者は感染症予防の知識・技術の習得及び動物の適正管理等</p>
--	--	---	--	--	---

第2～第18

<p>第2 発生予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の推進 ・感染症発生動向調査の推進 ・食品保健対策、環境衛生対策、検疫所等との連携 	<p>第3 まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断、就業制限、入院及び対物措置 ・積極的疫学調査の実施 ・食品・環境衛生対策との連携 ・検疫所等関係機関・団体との連携 	<p>第4 情報収集、調査・研究等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等における調査研究の推進 ・国の調査研究との連携 	<p>第5 検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査の実施体制 ・検査情報の収集、分析、公表体制 ・検査等措置協定の締結 	<p>第6 医療提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関等の指定 ・医療機関との医療措置協定の締結 ・医療従事者等の安全確保 	<p>第7 移送体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関との連携 ・移送訓練の実施 	<p>第8 体制確保に係る数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院病床数、発熱外来医療機関数等の目標設定 	<p>第9 宿泊施設の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間宿泊業者等との宿泊療養実施のための協定締結 	<p>第10 療養生活の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛者の療養生活における健康観察体制の確保
<p>第11 総合調整及び指示の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事による市町村や関係団体への総合調整、保健所設置市への指示 	<p>第12 感染症対策物資の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人防護具の備蓄又は確保 	<p>第13 普及啓発と人権の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発と知識の普及 ・患者等の人権の尊重 	<p>第14 人材養成及び資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等へ派遣、講習会の開催等 ・IHEAT要員による支援 	<p>第15 保健所体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の人員体制・設備の整備 ・業務の一元化、外部委託等の活用による業務の効率化 	<p>第16 衛生環境研究所体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境研究所の体制整備 ・ネットワークを活用した公衆衛生人材の育成 	<p>第17 緊急時の国や他自治体との連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国との緊密な連携 ・地方公共団体相互間の連絡体制の整備 	<p>第18 その他の感染症予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内感染防止 ・災害防疫 ・動物由来感染症対策 	

補完

特別な対応が必要な感染症に関する個別計画等

・結核予防計画 ・新型インフルエンザ等対策行動計画 ・感染症に係る要綱及び要領